

# (0325更新)過去にいただいた質問

2026/3/25更新

説明会の時に口頭で回答した内容から一部修正しております。ご確認ください。

※同じような内容の質問は割愛しています

- **Q1：商工会議所や商工会に相談に行ったことは証明書の提出が必要ですか？**
  - A1：**証明書の提出は求めませんが、個別で商工会議所や商工会に松本市から確認いたします。**申請内容チェックリストの該当箇所にチェックの上提出ください。
  
- **Q2：補助金の交付決定を受ける前に事業に着手しても問題ないですか？**
  - A2：松本市ふるさと起業家支援事業補助金交付要綱（以下、補助金交付要綱）第5条に以下のような記載があります。
  - 「補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第13条の規定による交付の決定を受けた日から当該年度の末日までの間に補助対象事業の実施に必要な費用のうち、別表第2に掲げるもの（他の条例、規則等により補助対象となったものを除く。）とする。**ただし、自己資金又は寄附実績の範囲内において当該決定の前日に認定事業に着手する場合**その他市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。」
  - したがって、**自己資金の範囲内であれば事前着手して問題ございません。**
  - 事前着手については、**事業者認定後から**可能とします。
  - 自己資金とそれ以外を明確に分けるのが難しい経費に関して事前に着手したい場合は、事前にご相談ください。必要に応じて、見積書や、どの範囲まで事前着手する予定かわかる資料をご提出いただけます。
  
- **Q3：自己資金の割合は？**
  - A3：**事業資金の総額の3分の1以上の自己資金を確保できること**を要件としています。
  
- **Q4：確保した自己資金は使用する必要がありますか？**
  - A4：補助金交付要綱 別表第1に以下のような記載があります。
  - 「要件 事業資金の総額の3分の1以上の自己資金を確保できること」
  - したがって、**「確保すること」は要件としていますが、「使用すること」は求めていません。**事業経費として「自己資金」を使用しない場合は、収支予算書内に「自己資金が事業資金の総額の3分の1以上確保できていること」がわかる旨を記載ください。
  
- **Q5：複数の新規事業を申請したい場合はわけて申請した方がいいですか？**
  - A5：**わけて申請すべきか、まとめて申請すべきか、決まりは設けておりません。**今回の補助金は、ふるさと納税制度を活用した寄附により補助金の額が決定するため、「社会的に広く共感を得られ、寄附が見込める内容になっているか」がポイントになります。**寄附募集の際に、寄附をする方から共感を得られるか（違和感を持たれないか）を基準に、事業を分けて申請するかご判断ください。**親和性が高い、もしくは事業の内容は異なるが共通点がある（例えば拠点が同じ）事業であればまとめて申請でもいいかと思いますが、全く別の事業であれば

分けて申請することを検討ください。

• **Q6：研修参加費は事業経費の対象になりますか？**

- A6：**補助金交付要綱 別表第2 に記載の経費以外は対象になりません。** 専門家の方をお呼びして、自分で研修を開催する場合の専門家への謝礼は「報償費」として整理できますが、外部の団体等が主催する研修に参加する場合の参加費に関しては、対象になる経費がないため、原則として経費に含めることはできません。ただし、研修に参加するための宿泊費や交通費は「旅費」として整理できます。
- **事業を実施するうえでどうしても参加する必要がある研修を事業費に含めたい場合は、個別でご相談ください。**

• **Q7：寄附金の目標金額を設定するうえで上限額はありますか？**

- A7：**50万円以上を目安として、収支予算書の内容を基に設定ください。** 目標金額の設定によって寄附金額の集まり具合も変わってきますので、その点も考慮の上設定ください。
- <補足>
- 補助金の交付対象となるのは事業経費の範囲内です。事業経費を超える金額は補助金として交付できませんのでご承知おきください。

• **Q8：見積書の提出が必要ですか？**

- A8：**見積書の提出は基本的に求めませんが**、審査にあたって事業費の明細を把握する必要があると判断した場合は、**見積書や事業費の内訳の提出を求める可能性があります。** 収支予算書や事業計画書の経費の内容については**できるだけ詳細に記載するようにしてください。** なお、最終事業報告後に帳簿書類（事業で発生するお金の流れを記録した台帳や領収書、請求書等）の確認をさせていただきます。最終経費と計画の経費が大きくずれないように精査した金額を記載ください。

• **Q9：様式第3号 収支予算書の支出欄へ記載する内容はどうすればよろしいですか？**

- A9：**補助金交付要綱の別表第2に記載の区分と合わせて記載**ください。

• **Q10：事業計画に記載の金額と、実際にかかった経費とに差額が生じて問題ないですか？例えば、施設の改修を業者に発注せずに自分で実施することで経費が少なく済んだ場合はどうなりますか？**

- A10：**原則、提出いただいた事業計画書に沿って事業を進めていただく必要がありますが**、経費については当初想定していた金額から変動することもあると思います。**計画やスケジュールに大きな変更がなく、金額のみ多少変動する場合は問題ございません。** いただいた例のように、外部発注をせずに一部を自分で実施することは問題ございません。

• **Q11：寄附金募集の際、松本市としてはどのような方法で応援者を募りますか？**

- A11：松本市としては、**松本市HPでの周知、各種SNSでの周知**（LINE,X,Facebook,YouTube等）（ただし、**各事業個別の周知ではなく、事業全体の周知**）を予定しております。**各事業の個別の周知は難しい**です。市としても可能な限り周知はしますが、今回はふるさと納税を活用したクラウドファンディングという形式である以上、各事

業者のみなさんがどれだけ個別に知人等に周知できるかがキーになります。

- **Q12：寄附金募集の際の返礼品はふるさと納税の地場産品基準などの制限はありますか？また、価格設定についても通常のふるさと納税の場合のように制限はありますか？**
  - A12：ふるさと納税の趣旨に沿った範囲内で、以下のような返礼品を、必要に応じて設定してください。以下のような返礼品であれば、通常のふるさと納税の返礼品扱いではないため、地場産品基準や価格設定について制限はありません。
    - 自社製品の試供品等の送付
    - 事業所見学への招待
    - 起業が成功した際の新製品の贈呈など
  
- **Q13：他の補助金との経費の重複は不可とありますが、市に限らず国や県の補助金も不可ですか？事業としては二重で申請しても経費が被っていないければ問題ないですか？**
  - A13：市に限らず、国や都道府県や市町村など他の補助金、助成金の二重受給は不可です。ただし、同じ事業で他の補助金を受給している（受給予定も含む）場合、事業経費に被りがなければ問題ありません。例えば、他の補助金で家賃補助を受給している場合、今回の補助金で家賃を経費として申請することはできません。
  
- **Q14：目標金額(目安)として50万円以上とありますが、これは高い目標ですか？**
  - A14：他の自治体では、100万円前後で設定するケースが多いです。他の自治体の事例も参考にしながら目標金額を設定すると思います。
  
- **Q15：事業としては3年など長期計画の予定の場合、事業計画書はどの期間で書くべきですか？また事業はいつまでに完了する必要がありますか？**
  - A15：今回の補助金の対象となる経費は「交付の決定を受けた日から当該年度の末日までの間に補助対象事業の実施に必要な費用」です（補助金交付要綱第5条参照）。したがって、事業計画書は今年度末までの期間で記載してください。事業として長期の計画がある場合は、事業計画書に参考として記載いただいても問題ありません。
  - 事業は年度末日までに完了する必要があります。
  
- **Q16：寄附金募集の際に目標金額を達成できない場合、事業経費を下げて事業計画を変更することは可能ですか？例えば、20万円で購入予定の物品をグレードを下げて5万円で購入するなどの変更は可能ですか？**
  - A16：寄附目標額に達しない場合においても、事業を実施することが要件となっており、原則は当初の事業計画通りに事業を実施いただく必要があります。ただし、ご提示の例のように軽微かつ、寄附者への返礼品に影響がない変更であれば問題ありません。判断に迷う場合はご相談ください。  
<補足>
  - 認定事業の内容の変更（軽微なものを除く）がある場合は、ふるさと起業家支援事業変更承認申請書（様式第6号）、変更後事業計画書（様式第2号）及び変更後収支予算書（様式第3号）を提出いただきます（補助金交付要綱第10条参照）。松本市で内容を審査し、変更の可否を決定します。

- **Q17：補助金は次年度以降も継続の予定はありますか？**

  - A17：**次年度以降も継続の予定はあります**が、確定しているわけではないことをご了承ください。
  
- **Q18：今回の補助金の採択は何組程度を想定していますか？**

  - A18：**今回の補助金は採択数の上限を定めていません**。審査の際は、相対評価ではなく絶対評価となります。松本市として支援すべき事業かどうかを、地域への貢献度が高いか、ふるさと納税で寄附が見込めるか(広く共感を得られるような事業か)、事業の継続性は見込まれるか、起業または新規事業か(既存事業を拡大する事業ではないか)等の視点で審査します。
  
- **Q19：今回の補助金の対象事業は「起業」or「新規事業」で「既存事業の拡大はNG」とありますが、迷う場合はアルプスリゾート整備本部に相談すればいいですか？**

  - A19：起業の場合は迷うことが無いと思いますが、新規事業の場合は、今回の補助金の対象になるか迷われることもあるかと思います。**新規事業か判断に迷う場合は、まずはアルプスリゾート整備本部にご相談ください**。個別に回答します。
  
- **Q20：一般的なクラウドファンディングのように、自社製品と他社の地元製品を抱き合わせた返礼品の設定は可能ですか？**

  - A20：返礼品を設定する場合、ふるさと納税の趣旨に沿った範囲内で、以下のような返礼品である必要があります。したがって、**他社の製品を抱き合わせた返礼品の設定は不可**です。
    - 自社製品の試供品等の送付
    - 事業所見学への招待
    - 起業が成功した際の新製品の贈呈など
  
- **Q21：総額100万円の補助を受けたい場合、寄附目標100万円で100万円の寄附があつまった場合はどうなりますか？**

  - A21：寄附金額100万円から経費を除いた金額(説明の便宜上80万円とします)を交付します。設備費に関しては、80万円を上乗せして交付します。したがって、**上乗せ補助と合わせて160万円を交付**します。なお、補助金の交付対象となるのは事業経費の範囲内ですので、**事業経費を超える金額は補助金として交付できません**のでご承知おきください。
  - ＜補足＞
  - 事業経費とは事業に必要な経費の合計金額(自己資金や銀行からの借り入れや補助金等を財源)のことです。したがって、今回の例の場合、事業経費が100万円の場合は、上乗せ補助も含めて100万円が交付されます。事業経費が300万円の場合は、上乗せ補助も含めて160万円が交付されます。
  - 補助金の上限は、「いくら補助を受けたいか」には依らず、「事業経費のトータル金額はいくらか」で決まります。
  - なお、例えば収支予算書や事業計画書に記載の事業経費が300万円、寄附金から経費を除いた金額と上乗せ補助の合計が250万円、実際にかかった経費が200万円の場合は、補

助金として交付されるのは200万円ですのでご承知おきください。

• **Q22：任意団体として1年前から事業を始めていますが、いま既に行っている事業での申請は厳しいですか？新規事業だったら問題ないですか？**

- A22：事業を立ち上げるタイミングであれば利用できますが、既に団体として事業を始めている場合、既存事業での申請は対象外になります。起業もしくは新規事業が対象になりますので、新規事業であれば問題ありません。判断に迷う場合は個別でご相談ください。

○